

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和8年4月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第50号

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(会計規則の一部改正)

第1条 会計規則(平成4年岩手県規則第21号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第31条の2 法第243条の2の5第1項の知事が定める歳入等は、次に掲げるものとする。 (1)～(3) [略] (4) <u>自動車税種別割</u> 及びこれに附帯する地方税法(昭和25年法律第226号)第1条第1項第14号に規定する延滞金 (5)～(9) [略] (整理区分) 第120条 歳入歳出外現金等は、次の区分により整理しなければならない。 (1) [略] (2) 保管金 ア～ウ [略] <u>エ 軽自動車税の環境性能割</u> オ [略] カ [略] キ [略] ク [略] ケ [略] (3)～(5) [略]	第31条の2 法第243条の2の5第1項の知事が定める歳入等は、次に掲げるものとする。 (1)～(3) [略] (4) <u>自動車税</u> 及びこれに附帯する地方税法(昭和25年法律第226号)第1条第1項第14号に規定する延滞金 (5)～(9) [略] (整理区分) 第120条 歳入歳出外現金等は、次の区分により整理しなければならない。 (1) [略] (2) 保管金 ア～ウ [略] <u>エ</u> [略] <u>オ</u> [略] <u>カ</u> [略] <u>キ</u> [略] <u>ク</u> [略] (3)～(5) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(岩手県知事部局行政組織規則の一部改正)

第2条 岩手県知事部局行政組織規則(平成13年岩手県規則第46号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第28条の4 県税センターの所掌事務は、次のとおりとする。 (1) 岩手県県税条例(令和3年岩手県条例第58号)第5条第1項及び第2項の規定により県税センター所長に委任された県税及びこれに附帯する徴収金の賦課徴収に関すること並びに特別法人事業税、 <u>地方法人特別税及び軽自動車税の環境性能割</u> 並びにこれらに附帯する徴収金の賦課及び徴収(督促に関するものに限る。)に関すること。 (2) [略] (3) 納税証明に関すること(岩手県県税条例第114条の規	第28条の4 県税センターの所掌事務は、次のとおりとする。 (1) 岩手県県税条例(令和3年岩手県条例第58号)第5条第1項及び第2項の規定により県税センター所長に委任された県税及びこれに附帯する徴収金の賦課徴収に関すること並びに特別法人事業税 <u>及び地方法人特別税</u> 並びにこれらに附帯する徴収金の賦課及び徴収(督促に関するものに限る。)に関すること。 (2) [略] (3) 納税証明に関すること(岩手県県税条例第110条の規

定による証明書の交付に限る。)

(東京事務所)

第29条 次の事務を処理するため、岩手県東京事務所を置く。

(1)～(4) [略]

(5) 広域振興局長から知事に徴収の引継ぎがあった県税、特別法人事業税、地方法人特別税及び軽自動車税の環境性能割に係る徴収金の徴収及びこれらの滞納処分に関すること。

(6)～(11) [略]

2 [略]

別表第2

1 広域振興局経営企画部、経営企画部地域振興センター、総務部、総務部総務センター及び県税部の分掌事務 (第20条―第22条関係)

分掌事務	分掌の区分					備考
	経営企画部	経営企画部地域振興センター	総務部	総務部総務センター	県税部	
[略]						
86 岩手県県税条例第5条第1項及び第2項の規定により広域振興局長に委任された県税及びこれに附帯する徴収金の賦課徴収及び滞納処分に関すること、特別法人事業税、 <u>地方法人特別税及</u>	[略]					[略]

定による証明書の交付に限る。)

(東京事務所)

第29条 次の事務を処理するため、岩手県東京事務所を置く。

(1)～(4) [略]

(5) 広域振興局長から知事に徴収の引継ぎがあった県税、特別法人事業税及び地方法人特別税に係る徴収金の徴収並びにこれらの滞納処分に関すること。

(6)～(11) [略]

2 [略]

別表第2

1 広域振興局経営企画部、経営企画部地域振興センター、総務部、総務部総務センター及び県税部の分掌事務 (第20条―第22条関係)

分掌事務	分掌の区分					備考
	経営企画部	経営企画部地域振興センター	総務部	総務部総務センター	県税部	
[略]						
86 岩手県県税条例第5条第1項及び第2項の規定により広域振興局長に委任された県税及びこれに附帯する徴収金の賦課徴収及び滞納処分に関すること、特別法人事業税 <u>及び</u> 地方法人特別税	[略]					[略]

<p><u>び軽自動車</u> <u>税の環境性</u> <u>能割並びに</u> これらに附帯する徴収金の徴収（督促に関するものを除く。）及び滞納処分に関すること並びに個人の市町村民税及び森林環境税並びにこれらに附帯する徴収金の徴収及び滞納処分に関すること。</p>	<p>並びにこれらに附帯する徴収金の徴収（督促に関するものを除く。）及び滞納処分に関すること並びに個人の市町村民税及び森林環境税並びにこれらに附帯する徴収金の徴収及び滞納処分に関すること。</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>2～4 [略]</p>	<p>2～4 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(住民基本台帳法施行細則の一部改正)

第3条 住民基本台帳法施行細則（平成14年岩手県規則第85号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(条例別表第2の規則で定める事務)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2～24 [略]</p> <p>25 条例別表第2第29号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 次に掲げる申請若しくは申告の受理、その申請若しくは申告に係る事実についての審査又はその申請若しくは申告に対する応答</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 岩手県県税条例<u>第98条第1項第2号</u>に規定する身体障害者等に係る自動車税の<u>環境性能割又は種別割</u>の免除の</p>	<p>(条例別表第2の規則で定める事務)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2～24 [略]</p> <p>25 条例別表第2第29号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 次に掲げる申請若しくは申告の受理、その申請若しくは申告に係る事実についての審査又はその申請若しくは申告に対する応答</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 岩手県県税条例<u>第106条第1項第1号</u>に規定する身体障害者等に係る自動車税の免除の申請（当該自動車税の</p>

申請（当該自動車税の申告の際の申請を除く。） 26～29 [略]	申告の際の申請を除く。） 26～29 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

（岩手県事務委任及び代決専決規則の一部改正）

第4条 岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																																
<p>（県税センター所長等専決事項）</p> <p>第42条の2 県税センターの所長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>所長専決事項</p> <p>（1） 岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号）第5条第1項及び第2項の規定により県税センター所長に委任された県税及びこれに附帯する徴収金の賦課徴収並びに特別法人事業税、<u>地方法人特別税及び軽自動車税の環境性能割</u>並びにこれらに附帯する徴収金の賦課及び徴収（督促に関するものに限る。）に関すること。</p> <p>（2）～（4） [略]</p> <p>[略]</p> <p>（東京事務所長等専決事項）</p> <p>第43条 東京事務所長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 広域振興局長から知事に徴収の引継ぎがあった県税、特別法人事業税、<u>地方法人特別税及び軽自動車税の環境性能割</u>に係る徴収金の徴収<u>及び</u>これらの滞納処分並びに不納欠損処理に関すること。</p> <p>（2）～（4） [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>別表第3 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び県税部長等専決事項（第5条、第30条、第34条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事務</th> <th rowspan="2">条項</th> <th rowspan="2">内容</th> <th colspan="3">専決権者</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>副局長</th> <th>部長</th> <th>部に置く室の長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7">[略]</td> </tr> <tr> <td>3 地方税法（昭和</td> <td>第739条の5第1</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事務	条項	内容	専決権者			備考	副局長	部長	部に置く室の長	[略]							3 地方税法（昭和	第739条の5第1	[略]					<p>（県税センター所長等専決事項）</p> <p>第42条の2 県税センターの所長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>所長専決事項</p> <p>（1） 岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号）第5条第1項及び第2項の規定により県税センター所長に委任された県税及びこれに附帯する徴収金の賦課徴収並びに特別法人事業税<u>及び</u>地方法人特別税並びにこれらに附帯する徴収金の賦課及び徴収（督促に関するものに限る。）に関すること。</p> <p>（2）～（4） [略]</p> <p>[略]</p> <p>（東京事務所長等専決事項）</p> <p>第43条 東京事務所長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 広域振興局長から知事に徴収の引継ぎがあった県税、特別法人事業税<u>及び</u>地方法人特別税に係る徴収金の徴収<u>並びに</u>これらの滞納処分並びに不納欠損処理に関すること。</p> <p>（2）～（4） [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>別表第3 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び県税部長等専決事項（第5条、第30条、第34条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事務</th> <th rowspan="2">条項</th> <th rowspan="2">内容</th> <th colspan="3">専決権者</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>副局長</th> <th>部長</th> <th>部に置く室の長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7">[略]</td> </tr> <tr> <td>3 地方税法（昭和</td> <td>第739条の5第1</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事務	条項	内容	専決権者			備考	副局長	部長	部に置く室の長	[略]							3 地方税法（昭和	第739条の5第1	[略]				
事務				条項	内容	専決権者			備考																																								
	副局長	部長	部に置く室の長																																														
[略]																																																	
3 地方税法（昭和	第739条の5第1	[略]																																															
事務	条項	内容	専決権者			備考																																											
			副局長	部長	部に置く室の長																																												
[略]																																																	
3 地方税法（昭和	第739条の5第1	[略]																																															

25年法律 第226号 の施行 に関する 事務	項及び第 2項（こ れらの規 定を同条 第8項に おいて準 用する場 合を含む 。）			○	○		
[略]							
6 会計規 則の施行 に関する 事務	[略]	県税、 特別法 人事業 税、地 方法人 特別税 及び軽 自動車 税の環 境性能 割に係 る徴収 金の不 納欠損 の処理	[略]				
[略]							
25年法律 第226号 の施行 に関する 事務	項及び第 2項（こ れらの規 定を同条 第8項に おいて準 用する場 合を含む 。）						
[略]							
6 会計規 則の施行 に関する 事務	[略]	県税、 特別法 人事業 税及び 地方法 人特別 税に係 る徴収 金の不 納欠損 の処理	[略]				
[略]							
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この規則は、公布の日から施行する。